

第10号議案

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年2月18日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

被災地への職員派遣等について、単身赴任手当の支給基準を国家公務員の制度に準じて定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「住居手当」の次に「，単身赴任手当」を加える。

第13条の4の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

第13条の5 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。

3 国家公務員又は他の地方公共団体の公務員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認めら

れるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（芦屋市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 芦屋市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「住居手当」の次に「，単身赴任手当」を加える。

（芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和34年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「住居手当」の次に「，単身赴任手当」を加える。

第5条の2の次に次の1条を加える。

（単身赴任手当）

第5条の3 単身赴任手当は、勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成21年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「住居手当」の次に「，単身赴任手当」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（単身赴任手当）

第9条の2 単身赴任手当は，勤務地を異にする異動に伴い，住居を移転し，父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により，同居していた配偶者と別居することとなった職員で，当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち，単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし，配偶者の住居から勤務地に通勤することが管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は，この限りでない。

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には，前項の規定に準じて，単身赴任手当を支給する。

附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。ただし，第2条の規定は，公布の日から施行する。

参 照

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

被災地への職員派遣等について、単身赴任手当の支給基準を国家公務員の制度に準じて定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 手当の種類に単身赴任手当を追加する。（第2条）

イ 単身赴任手当に係る規定の整備（第13条の5）

(ア) 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、異動直前の住居から異動直後の勤務地に通勤することが規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、支給しない。

(イ) 単身赴任手当の月額は、23,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。

(ウ) 国家公務員又は他の地方公共団体の公務員等であった者から引き続き本市の給料表の適用を受ける職員となることに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務地に通勤することが規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他(ア)による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員

には、(ア)及び(イ)に準じて、単身赴任手当を支給する。

(2) 芦屋市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第2条関係）
手当の種類に単身赴任手当を追加する。（第2条）

(3) 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正（第3条及び第4条関係）

（注：水道企業条例＝芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例、
病院企業条例＝芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例）

ア 手当の種類に単身赴任手当を追加する。

（水道企業条例第2条及び病院企業条例第2条）

イ 単身赴任手当に係る規定の整備

（水道企業条例第5条の3及び病院企業条例第9条の2）

(ア) 単身赴任手当は、勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、異動直前の住居から異動直後の勤務地に通勤することが管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、支給しない。

(イ) 単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、(ア)に準じて、単身赴任手当を支給する。

3 施行期日

平成26年4月1日。ただし、2(2)については、公布の日